

始めました！

大分県

パートナーシップ宣誓制度

2024年4月1日スタート

大分県では、誰もが自分の性的指向やジェンダーアイデンティティを尊重され、自分らしく生きることのできる社会の実現を目指しています。その取り組みの一つとして、「大分県パートナーシップ宣誓制度」を4月1日から開始しました。

パートナーシップ宣誓制度とは、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が、互いが人生のパートナーであるということを宣誓し、県がその宣誓書を受領したことを証明するものです。

パートナーシップ宣誓制度の開始にあわせ、性的マイノリティの方々の日常生活の困りごとの解消につながるための取り組みを行っていきます。

詳しくは大分県人権尊重・部落差別解消推進課HPまで

大分県パートナーシップ宣誓制度





宣誓できる人

一方または双方が性的マイノリティのカップルを対象としています。

〈要件〉

- (1) 双方が成年に達していること
- (2) いずれか一方が、県内に住所を有し、又は3か月以内に県内への転入を予定していること
- (3) 配偶者がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと
- (4) 宣誓者同士が近親者でないこと
(パートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。)



宣誓の流れ

Web 宣誓も
できます！

宣誓の事前連絡



事前にネットまたはメールで連絡
→宣誓日時と方法を調整

宣誓書の提出



事前確認のため、必要書類を、県庁担当課に郵送または持参にて提出

宣誓(証明書の交付)



対面または、Web上で宣誓・本人確認要件を満たしている場合は受領証を交付

※プライバシーは保護されますので、安心して連絡してください。



制度の概要

この制度は、性的マイノリティのパートナーシップ関係にある方々が、人生のパートナーと安心して暮らすことができるよう、大分県として応援するものです。受領証を提示することで、県や県内市町村の行政サービス（公営住宅への入居、公立病院での手術同意等）を利用できるようになります。また、民間企業にもサービスの適用を働きかけていきます。

この制度の導入をきっかけに、性的マイノリティの方々の安心感の醸成や、生活上の困りごとの軽減など、暮らしやすい社会づくりにつなげていきます。

※パートナーシップ宣誓制度は、法律上の効果（婚姻や財産の相続、税金の控除など）が生じるものではありません。

〈お問合せ〉

大分県 生活環境部 人権尊重・部落差別解消推進課

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1-1 TEL:097-506-3175 MAIL:a13710@pref.oita.lg.jp